

経済産業省／一般財団法人日本情報経済社会推進協会
共催セミナー

自由で公正な情報の流通及び 利活用と個人情報保護

～越境移転を促進する仕組みとしてのAPEC CBPRシステム～

平成30年5月31日

パネルディスカッション

「自由で公正な情報の
越境流通と個人情報保護」

資料

最近のデータ関連の動向を踏まえた APEC CBPRの可能性

経済産業省 商務情報政策局

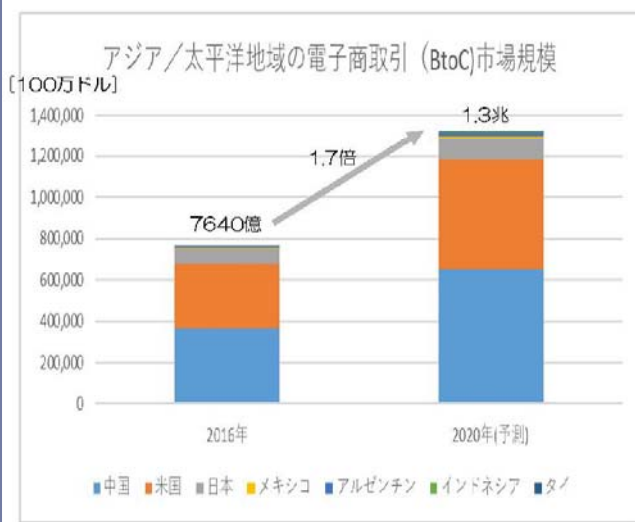
情報経済課長 松田 洋平

最近のデータ関連の動向を踏まえた APEC CBPRの可能性

経済産業省 商務情報政策局
情報経済課

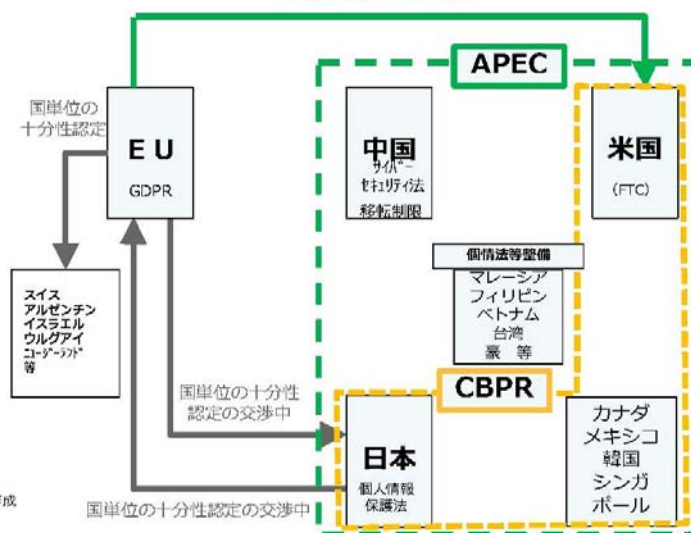
APEC地域における電子商取引市場と個人情報の越境移転

- アジア/太平洋地域の電子商取引市場は、拡大傾向。(7640億ドル(2016年) → 1.3兆ドル(2020年)(予測))
 - データの越境移転ニーズの高まり
- APEC地域において、個人情報保護法等ルール化が進展。
- 越境移転を制限しているエコノミーも。



JETRO 電子商取引に関する貿易ルール構築 表1：主要国のEC市場規模と関連指標より作成

各国における個人情報越境移転 プライバシー・シールド



● CBPRについて

- APEC情報プライバシー原則への適合性を認証する制度。申請企業等は、自社の越境移転に関するルール・体制等に関し、自己審査・認証機関から審査・認証を受ける。
- 米国、メキシコ、日本、カナダ、韓国、シンガポールが参加する他、台湾、フィリピン、豪も参加に向けて準備中。
- 認証企業 米国：IBM、Apple、HP等20社。日本：インセクト・コミュニケーションズ^{*}、GMOグローバルサイン。

● CBPRにおける課題

- 電子商取引市場が成長し、また、個人情報保護の制度化が進み、CBPRの潜在的ニーズが高まっていると考えられる。

他方で以下の課題

- ビジネス上の魅力が未だ小さい
 - ・ 参加エコノミー数が6カ国と少なく、取得企業数が少ないため、取得した評価も限定的。
- CBPRと国内移転ルールとのリンクがなく、取得のインセンティブが小さい。

短期的視点

- 取得事業者の拡大
 - ➔ 個人情報保護に対する取組みに対する**客観的(第三者)認証**
 - ➔ **各社のブランディングに貢献**
- 参加エコノミーの拡大
- 各国国内移転ルールにCBPRを採用することの奨励

中長期的視点

- 2017年8月 ホーチミン（ベトナム）においてEC SG/DPS（Data Privacy SubGroup）とEUとの第1回会合を開催。
- CBPR、GDPR及びグローバルのデータ流通の円滑化について議論。

自由な情報の流通と 越境個人情報保護

筑波大学 図書館情報メディア系 准教授

石井 夏生利 氏

自由で公正な情報の流通及び利活用と個人情報の保護
～越境移転を促進する仕組みとしてのAPEC CBPR システム～
2018年5月31日

自由な情報の流通と 越境個人情報の保護

筑波大学図書館情報メディア系
准教授 石井 夏生利

1

自己紹介



新版 個人情報保護法の現在と
未来
世界的潮流と日本の将来像
(2017年4月刊行)



個人情報保護法の現在と未来
世界的潮流と日本の将来像
(2014年7月刊行)



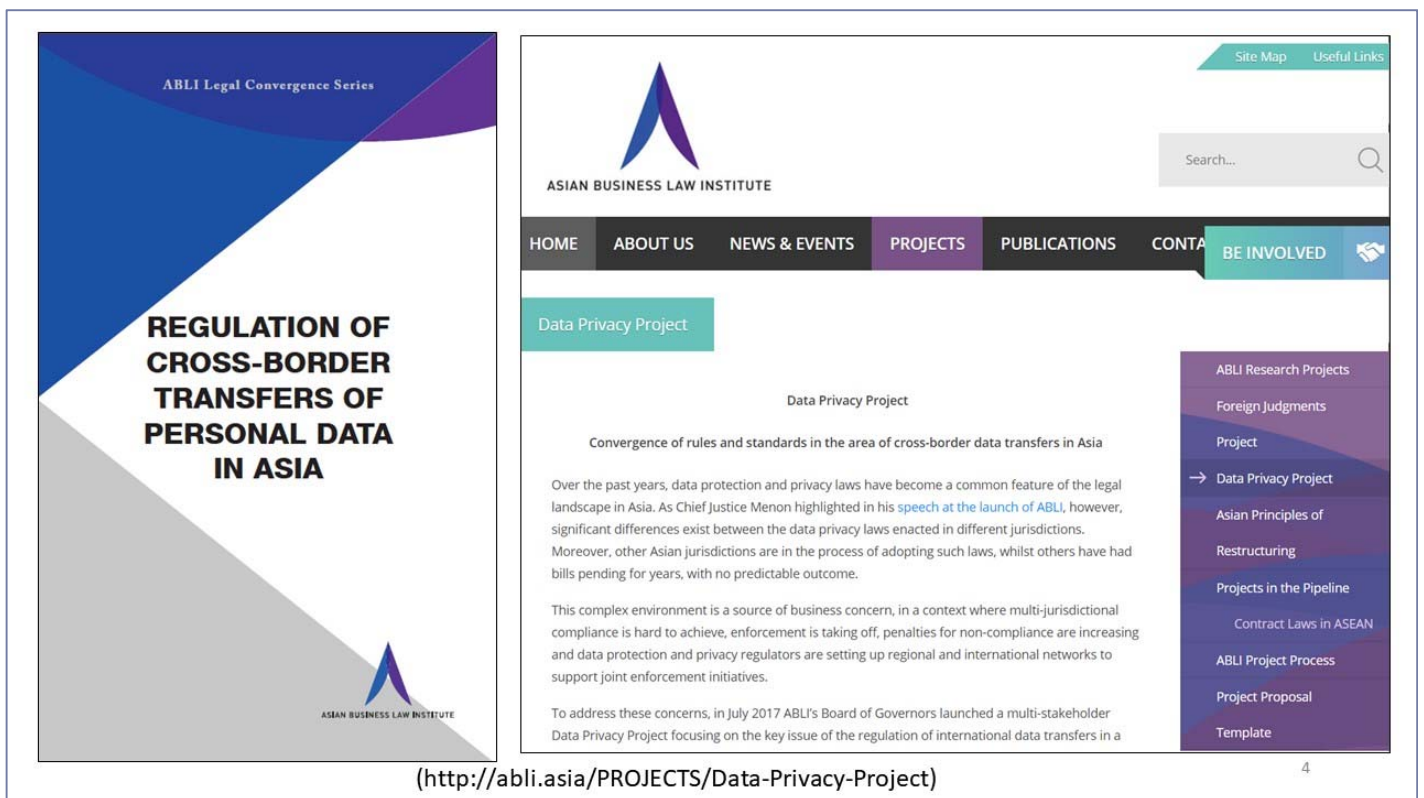
個人情報保護法の理念と現代
的課題
プライバシー権の歴史と国際
的視点
(2008年5月刊行)

勁草書房のウェブ・サイトより(<http://www.keisoshobo.co.jp/>)

2

アジア各国の個人情報保護と 越境移転の概況

3



ABLI Legal Convergence Series

REGULATION OF CROSS-BORDER TRANSFERS OF PERSONAL DATA IN ASIA

ASIAN BUSINESS LAW INSTITUTE

ASIAN BUSINESS LAW INSTITUTE

Site Map Useful Links

Search...

HOME ABOUT US NEWS & EVENTS **PROJECTS** PUBLICATIONS CONTACT **BE INVOLVED**

Data Privacy Project

Data Privacy Project

Convergence of rules and standards in the area of cross-border data transfers in Asia

Over the past years, data protection and privacy laws have become a common feature of the legal landscape in Asia. As Chief Justice Menon highlighted in his [speech at the launch of ABLI](#), however, significant differences exist between the data privacy laws enacted in different jurisdictions. Moreover, other Asian jurisdictions are in the process of adopting such laws, whilst others have had bills pending for years, with no predictable outcome.

This complex environment is a source of business concern, in a context where multi-jurisdictional compliance is hard to achieve, enforcement is taking off, penalties for non-compliance are increasing and data protection and privacy regulators are setting up regional and international networks to support joint enforcement initiatives.

To address these concerns, in July 2017 ABLI's Board of Governors launched a multi-stakeholder Data Privacy Project focusing on the key issue of the regulation of international data transfers in a

- ABLI Research Projects
- Foreign Judgments
- Project
- Data Privacy Project
- Asian Principles of
- Restructuring
- Projects in the Pipeline
- Contract Laws in ASEAN
- ABLI Project Process
- Project Proposal
- Template

(<http://abli.asia/PROJECTS/Data-Privacy-Project>)

4

国名	概要
オーストラリア	<ul style="list-style-type: none"> • 1988年プライバシー法 • 第16C条 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 国外の受領者へ個人情報を開示する事業者にもプライバシー法が適用 • オーストラリアプライバシー原則(APP)のうち、第8原則「個人情報の越境的開示」 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 移転元の事業者において、第三国の移転先がオーストラリアプライバシー諸原則を遵守していることを保障する責任を負う(8.1)。 • データローカライゼーション規制なし。
中国	<ul style="list-style-type: none"> • 包括的な個人情報保護法制はない。 • データローカライゼーション規制あり。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 2016年サイバーセキュリティ法第37条に基づき、ネットワーク管理者及び重要情報インフラ事業者は、事業活動の過程で収集・生成した個人情報を国内に保存しなければならない。事業上の必要性があり、関連機関のセキュリティ評価に基づく場合のみ、当該情報を国外移転することができる。

国名	概要
香港	<ul style="list-style-type: none"> • 1995年データ保護法 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 越境移転規定(第33条)：未施行 • データローカライゼーション規制なし。
インド	<ul style="list-style-type: none"> • 包括的なデータ保護法はないが(法案提出中)、機微情報についての移転規制がある。 <ul style="list-style-type: none"> • 2000年IT法第43A条：民間事業者が機微情報を国内外に移転するためには、移転先事業者等(国内外を含む)が同一レベルのデータ保護を講じていることが必要。情報提供者との間の契約履行に必要な場合、又は、情報提供者が移転に同意した場合にのみ例外が認められる。 ✓ 機微情報：パスワード、銀行口座情報又はクレジットカード等の信用関連情報、心身の健康状態、性的嗜好、医療記録及び病歴、生体情報等 • 政府情報、金融情報、電気通信サービス加入者に関するアカウント情報やユーザー情報等の情報について、データローカライゼーション規制あり。

国名	概要
インドネシア	<ul style="list-style-type: none"> • 包括的なデータ保護法はなく、包括的な越境移転規制もない(法案提出中)。 • 情報通信大臣(Minister of Communication and Informatics)の2012年規則 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 第21条：電子システム内の個人データの表示、公表、移転、頒布又はアクセスを提供する際に、本人の同意を義務付ける。 ✓ 第22条：個人データの越境移転は、MCI又は許可を受けた機関と調整されること、個人データの越境移転に関する関連法と規則を遵守することが義務付けられている。 • データローカライゼーション規制あり：法執行と主権を維持するため <ul style="list-style-type: none"> ✓ 電気通信サービス分野、金融分野
日本	<ul style="list-style-type: none"> • 個人情報保護法第24条による。 • データローカライゼーション規制なし。

7

国名	概要
マカオ	<ul style="list-style-type: none"> • 2005年個人データ保護法 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 十分性(第19条)：データ保護局の肯定意見に基づく移転 ✓ 個別の例外(第20条1項)：データ保護局の許可不要 ✓ 安全保護措置に基づく移転(第20条2項)：データ保護局の許可が必要 ✓ その他(第15条3項)：国外のデータ受領者が管理者のためにデータを取り扱う場合における契約締結義務 • データローカライゼーション規制なし。
マレーシア	<ul style="list-style-type: none"> • 2010年個人データ保護法第129条(越境データ移転規制) <ul style="list-style-type: none"> ✓ コミッショナーの推薦に基づき、通信・マルチメディア大臣が指定したホワイトリスト地域以外の越境データ移転は禁止(1項) ✓ 例外：データ主体の同意、データ主体を当事者とする契約履行のため、データ主体の重要な利益を保護するため、データ利用者が、受領国において個人データ保護法に違反する方法で個人データが取り扱われないような措置を講じた場合など(3項)

国名	概要
ニュージーランド	<ul style="list-style-type: none"> • 1993年プライバシー法(2018年3月に改正法案提出) <ul style="list-style-type: none"> ✓ 第3条4項：個人情報の保有・管理者に責任 ✓ 第10条(国外で保有される情報への諸原則の適用)：国外移転されたデータを含む。 ✓ 第114B条(ニュージーランド外への個人データ移転禁止)：コミッショナーの移転禁止権限 • 2018年改正法案 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 第11条3項(個人データの越境移転制限)：受領者が代理人である場合、個人が同意を与えた場合、受領者が指定国の場合、受領者が匹敵する保護レベルを講じている場合等を除き、越境データ移転は認められない。 • データローカライゼーション規制あり(租税情報)。
フィリピン	<ul style="list-style-type: none"> • 越境データ移転のための特別な規制はない。 • 2012年データ保護法第21条(責任の原則) <ul style="list-style-type: none"> ✓ 個人情報管理者は、国内外の移転を問わず、その管理下にある個人データに関する本法の義務遵守の責任を負い、契約その他の適切な手段で、匹敵する保護レベルを提供しなければならない。

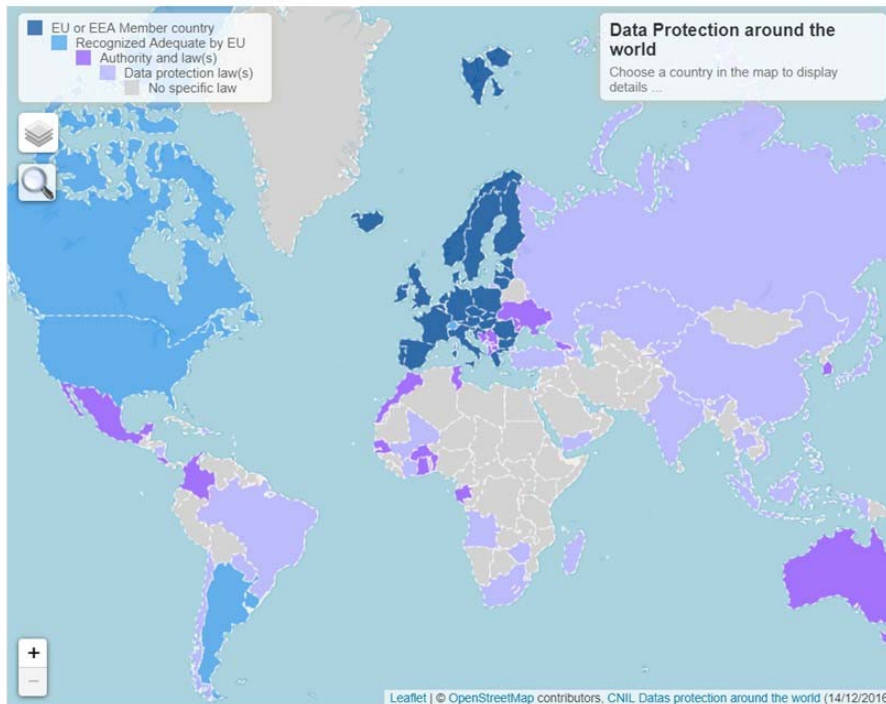
9

国名	概要
シンガポール	<ul style="list-style-type: none"> • 個人情報保護法第26条 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 国外組織が個人情報保護法に匹敵する個人データ保護基準を提供しない限り、越境データ移転は原則禁止 ✓ 個人情報保護委員会は、組織の申立により、文書により移転禁止の例外を認めることができる。 ✓ 同意も適法化根拠となり得るが、限定的。 • データローカライゼーション規制はない。
韓国	<ul style="list-style-type: none"> • 個人情報保護法第17条 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 越境移転に対するデータ主体の明示的な事前同意が必要。 ✓ 管理者間移転に適用。 • ネットワーク法第63条 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 越境移転に関するデータ主体の明示的な事前同意が必要。 ✓ 改正法が検討中：受領者に移転者と同様の義務を課す、KCC(放送通信委員会)が認証すれば同意要件を外す等。 • データローカライゼーション規制あり(金融と医療分野)。

10

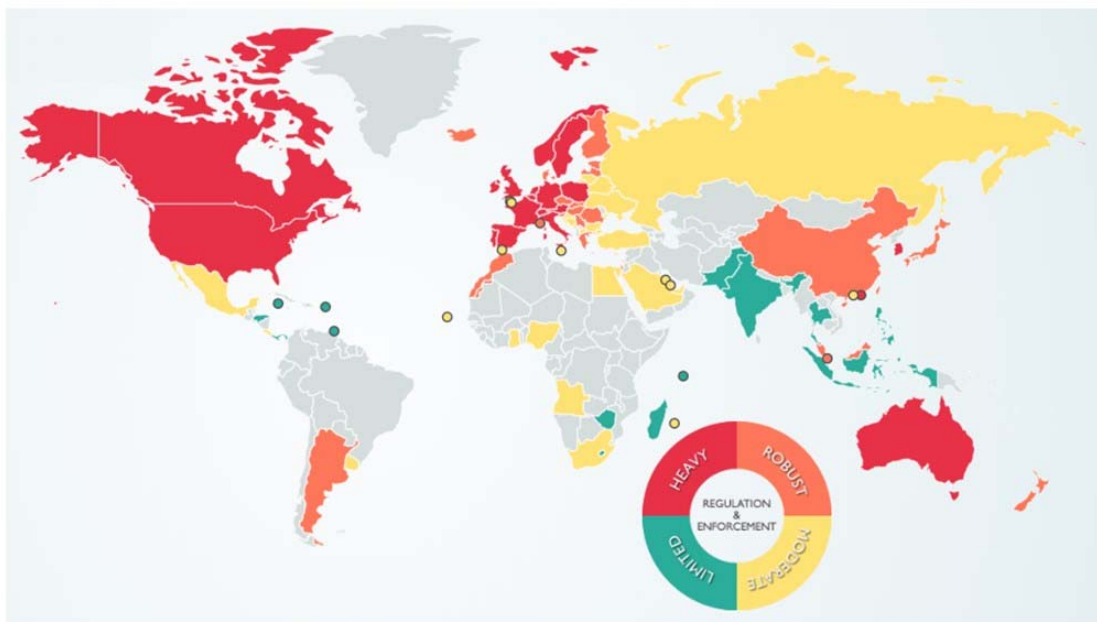
国名	概要
タイ	<ul style="list-style-type: none"> • 越境データ移転に関する特別な規制はない。 • 信用情報、健康情報、通信関連情報については、移転に本人の事前同意を課す旨の個別法がある。 • 個人データ保護法案が長きにわたり制定されていない。
ベトナム	<ul style="list-style-type: none"> • 特別な越境移転の規制はないが、民法、情報技術法、ネットワーク情報セキュリティ法、電子商取引法に基づき、越境移転に先立ち本人の事前同意が必要とされている(同意の他に、裁判所の命令がある等、法的に義務付けられる場合にも移転可)。銀行法等に基づき、一定の機微情報には、同意に加えて暗号化を要する。 • サイバーセキュリティ法案の中に、データローカライゼーション規制がある(2018年6月中頃までに可決される見込み)。

CBPRを取得するメリット



CNIL, Data protection around the world, <https://www.cnil.fr/en/data-protection-around-the-world> 13

Compare data protection laws around the world



DLA PIPER, Compare data protection laws around the world, <https://www.dlapiperdataprotection.com/>¹⁴

CBPRのメリット

- 第三国における認証制度、プライバシーシール及びトラストマークを国内法に基づく越境データの適法な移転根拠に用いる。
 - ✓オーストラリア：原則として、プライバシー諸原則8.1を遵守する証明に用いる手段となる。
 - ✓香港：データ保護法第33条が施行されれば、越境移転の例外に用いるよう検討することは可能ではないか。
 - ✓インド：CBPRに参加していないため、IT法に基づく同一レベルの保護を遵守する証明には利用できない。
 - ✓日本：個人情報保護法第24条に基づき、移転側又は受領側がCBPR認証を受けていれば提供OK
 - ✓マカオ：データ保護局によって、行動規範の類が積極評価されるかどうかは不明

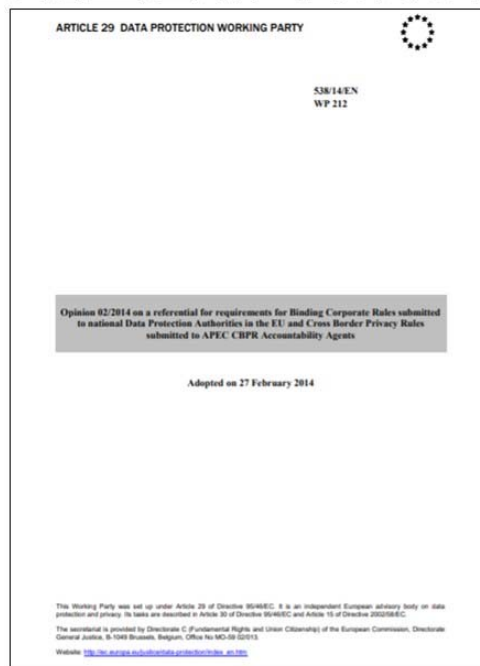
15

続き

- ニュージーランド：コミッショナーが移転禁止通知を発するか否かを決定する際に、第三国の認証制度等を考慮することができる。
- シンガポール：移転者が越境データ移転制限の遵守証明を行うための有効な手段として考えられる。
- タイ：法律が制定されれば、個人情報保護委員会の基準により認証された場合や、国内法と同等と認められる国外の認証マークを受けた場合などが移転の条件となる。
- 韓国：現時点では、第三国の認証制度等は遵守証明の手段とはならないが、ネットワーク法の改正案の中で認証制度が盛り込まれている。

16

BCRsとCBPRの相互運用に向けた取り組み(2014年)



(https://www.cnil.fr/sites/default/files/typo/document/wp212_en.pdf)

17

EU-GDPRの越境データ移転制限の課題①

- 1995年データ保護指令から存在する仕組み。
- 十分性認定国・地域
 - ✓ アルゼンチン共和国、アンドラ公国、イスラエル、ウルグアイ東方共和国、英領ガーンジー、英領ジャージー、英領マン島、カナダ、スイス連邦、デンマーク自治領フェロー諸島、ニュージーランド、アメリカ合衆国（※プライバシーシールドに基づく）
 - ✓ 欧州の国を共同元首とするユーロ圏の国、欧州系の民族がほとんどを占める国、英連邦王国に属する国、デンマーク自治領、英国王室属領、欧州の中心に所在する国でほぼ占められている。
 - ✓ 日本が認定を受けることでアジアにも拡大する可能性？

18

十分性とCBPR

- 日本がEUから十分性決定を受け、EU地域を第24条に基づき指定する。
- CBPR認定を受けている事業者(移転側・受領側)は、第24条に基づく移転が認められる。



国際的調和の促進？

19

EU-GDPRの越境データ移転制限の課題②

- 安全保護措置
 - ✓BCRsは手間と費用がかかる。
 - ✓SCCsは変更があれば結び直しとなるため、実務的負担がある(ようだ)。
 - ✓行動規範、認証制度の今後に注目？

行動規範、認証制度は、GDPRの適用を受けない事業者であっても、個人データの第三国等への移転のための適切な安全保護措置を証明するツールとして用いることができる。

20

EU-GDPRの越境データ移転制限の課題③

- 個別移転の例外は、大量構造的流通には適用できないなど、適用場面が限定されている。
 - ✓ GDPRの同意：「自由になされた、特定の、十分に情報を提供された」自己のデータの取扱いに対する明白なデータ主体の意思表示であって、同意と契約は明確に区別することが求められている。
 - ✓ 明示的な同意：データ主体の明示的な表明による同意
 - ✓ 通常の意味：スクリーンのスワイプ、スマートカメラの前で手を振る、スマートフォンを時計周りにまわすか八の字に動かす行為などが含まれる。
 - ✓ 包括的な同意や、個人情報保護法上のオプトアウトなど、同意の擬制は認められていない。契約との混同もNG

APEC CBPR認証取得動機と 企業にとってのメリット

GMOグローバルサイン株式会社

内部監査室長 兼 Data Protection Officer

木戸 啓介 氏



Authentication. Security. Trust.

 GlobalSign®

APEC CBPR認証取得動機と 企業にとってのメリット

2018年5月31日

GMO グローバルサイン株式会社
内部監査室長 兼 Data Protection Officer
木戸 啓介

© GlobalSign, A GMO Internet Inc group company.

自由で公正な情報の流通及び利活用と個人情報の保護
～越境移転を促進する仕組みとしてのAPEC CBPR システム～

パネリストとして参加時の補足資料です。

目次

1. GlobalSignの紹介
2. CBPR認証取得の動機
3. CBPR認証のメリット
4. 感想

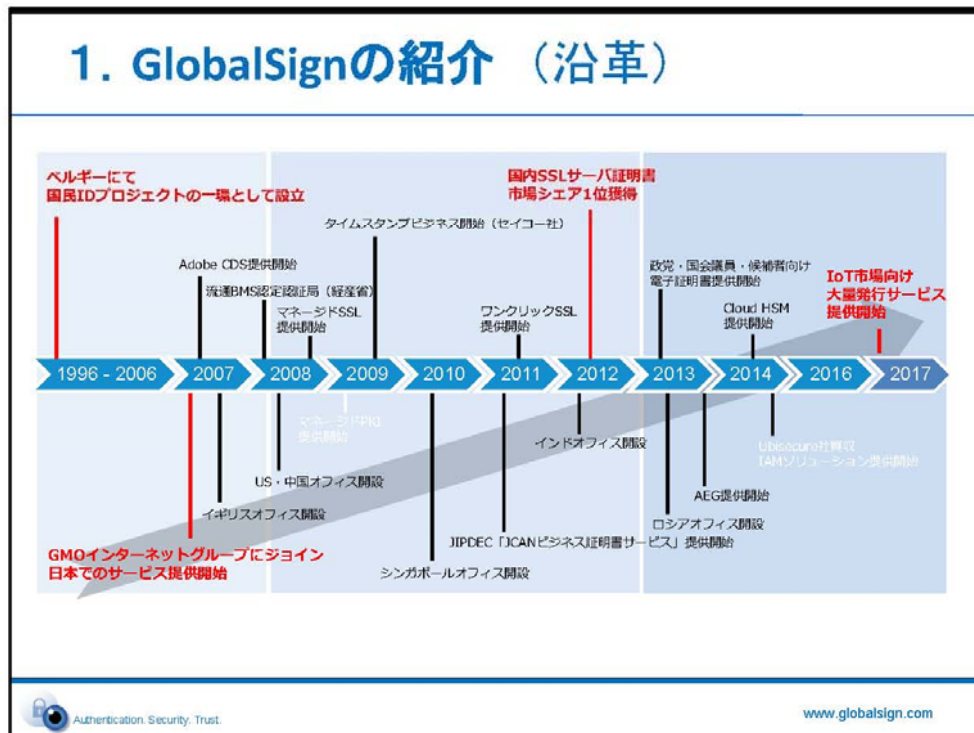
1. GlobalSignの紹介（海外拠点）

- ・日本発信のルート認証局
- ・世界のどの地域からでもサービス・サポートが受けられます
- ・CA/Browser Forumに日本から常に参加



「日本発信のルート認証局」とあるが、ルート認証局（Public Root認証局）とは信頼できる認証機関として、電子証明書を発行できる認証局です。グローバル展開をしている日本の認証局がGMOグローバルサインです。

1. GlobalSignの紹介（沿革）



GMOグループにジョインしたのは2003年ですが、GlobalSignの歴史の始まりは1996年にベルギー政府主導で設立された認証局でした。

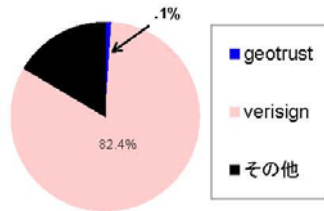
ベルギーでは国民IDプロジェクトで、日本でいうマイナンバーの証明書、国民ID証明書を発行していた認証局です。

2012年、SSLサーバ証明書市場で日本国内シェア1位を獲得しました。

近年では、IoT市場向けのセキュリティを高める電子証明書等も取り扱っています。

1.GlobalSignの紹介(国内シェアの推移)

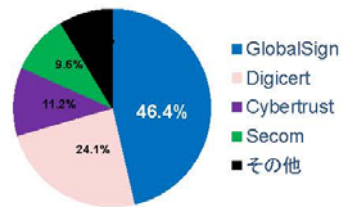
・2003年4月 各社占有率



<参照> Netcraft 2018/5月発表

■国内有効発行数:9,863枚

・2018年5月 各社占有率



■国内有効発行数:159,825枚

国内 No.1

・日本発信の認証局
・純増数No.1

・適正な価格での提供
・独自サービス開発、投入
により国内40%以上のシェアを獲得

2003年時点で1%であった日本国内シェアは、
2018年5月時点には、46.4%に伸びています。

2.CBPR認証取得の動機 (背景)

- GlobalSignの背景
 - EU2拠点を含むグローバルな認証局
 - Cross Borderの個人情報の移転が避けられない
 - GDPR対応が必須な企業
- 弊社のGDPR対応の方針(戦略)
 - SCC／BCR approvalの2段方式
 - GAPP (Generally Accepted Privacy Principles)を元に作成した規程に、GDPR要求事項を実装



www.globalsign.com

GlobalSignは、欧州の2ヶ国(英国、ベルギー)を含む10ヶ国で認証事業を展開している。

認証サービスの受注情報は、日本を経由してCAシステム拠点に行きつく。サービスの特性とシステム構成、事業継続と災害復旧計画の観点から個人情報の越境は避けられないため、GDPR対応が必須であった。

GDPR対応の方針／戦略

- 組織面 Data Protection Officer (DPO)の設置
DPOの配下に、実務部隊としてData Protection Working Group (DPWG)とDPOチームを組織、各拠点のDP Manager (DPM)に拠点責任者(社長/GM)を指名して、内部統制の有効性を確保した。
- SCC (Standard Contractual Clauses)の締結だけでは、GDPR準拠性の保証が得られないので、SCC締結と並行してBCRの承認取得を目指す方針。

2.CBPR認証取得の動機(経緯)

- BCR approval (承認)取得上の課題
 - 承認取得までの期間が長い(2年越え)
 - 申請後のEU当局とのやり取り
 - 高額な外部コンサルタント費用
- CBPR認証システムとの出会い(2016年10月)
 - EU当局からのBCR approvalの取得期間を大幅に短縮できる可能性を知る



Authentication Security Trust

www.globalsign.com

EU当局のBCR Approval取得のプロセスを考えると、BCR申請時点での、GDPR適合性(対策とポリシー)と申請書類の精度が重要であると考えた。適合性が不十分であったり申請書類に不備があると、承認取得までの期間とコストが膨れ上がる可能性が高いと考えた。

BCR承認の審査においても、CBPR認証(Certificate)が有効であるとの情報があった。

(IBMのPrivacy Officer, Tony J Serone氏から、BCR承認までの期間が約90%削減されるとの下記報告書)

“IIS - APEC CBPR Benefits Paper Final Publicly Released Version”

2.CBPR認証取得の動機 (狙い)

- 解決したいこと
 - 対策の完成度を知りたい
 - リスク低減したい
 - BCR approvalの期間短縮したい
 - コストを抑えたい



CBPR認証取得
が有効

CBPR認証取得の狙い(当時)

GDPRとCBPRを比較すると極めて類似していることがわかる。

- 監査項目(=要求事項)はほぼ同じ
- 要求事項のレベルには差異がありそう
- 差異がある場合、自社規程を両方の厳しい方のレベルに設定すると、CBPR／GDPRの両方に適合する。

即ち、Privacy Policy 及びその他の規程類を上記の方針で整備して、CBPR認証審査を受けると、

個人情報保護対策(実装)のCBPR基準への適合性監査であるが、同時に、

実質的にGDPRの予備監査にもなると考えた。

狙いは、解決したいことに列挙した通りである。

3.CBPR認証取得のメリット

- 当初の狙いのメリットはこれから
 - BCR承認(GDPR)申請後、その効果が解る
- 既に分かっているメリット
 - 北米を含むAPEC域内での適法性確保
 - CBPRは改正個人情報保護法も包含
 - BCR Approval申請書の作成がスムーズ
 - コストパフォーマンスが極めて高い



Authentication Security Trust

www.globalsign.com

当初の狙いのメリットはこれから

CBPR認証の効果はこれからである。

(BCR承認申請後)

既に分かっているメリットは、列挙した通り。

CBPR認証の審査過程で指摘された指摘事項は、
全て、GDPRの要求事項にも当て嵌まっていた。
なお、要求レベルでの差異 (CBPR vs GDPR) は
情報の越境に関して確認できていない。

BCR Approval申請に、CBPR認証での経験が
生かしている(申請書類は別途作成)。

4.感想

- 苦労／頑張った点 (GlobalSign 特有?)
 - Policy 文書 (英語) / CBPR 申請 (日本語)
 - チーム内の情報共有 (英語) にも注力
- 良かった点
 - 日本の保護法にも対応できた
 - 幅広く理解が深まった (各国)
 - BCR 申請に CBPR 認証の経験が生きそう
- 今後の展望
 - BCR Approval を取得 / GDPR Certificate の取得



Authentication. Security. Trust.

www.globalsign.com

GlobalSign の Policy 文書は英語。言語の関係で小生が孤軍奮闘 (書類作成) で CBPR 認証に対応する構図。

DPO チームは日本人は小生のみ。情報共有には英語訳が必要。

今後の展望

レベル的には、CBPR 認証は GDPR Certificate と同じと考える。

BCR Approval の取得後、GDPR Certificate 取得に挑戦したい。

今月から GMO Internet グループのグループ DPO の任務を拝命
今後、CBPR 認証システムを有効に活用したいと考えます。

以上

APEC CBPRシステムへの 在日企業の期待と関心

キャタピラー・ジャパン合同会社
代表執行役員 渉外・広報室長

塚本 恵 氏

Interest and Expectations for the CBPR certification of US companies in Japan

Co-Chair, Digital Economy Committee
American Chamber of Commerce in Japan (ACCJ)

Megumi Tsukamoto 

The ACCJ Introduction

- The ACCJ is a non-profit membership organization committed to further developing commerce between the United States of America and Japan
- The ACCJ is driven by its approximately 3,500 members from over 1,000 companies and 40 countries.
- Mission:
 - NETWORKING: The ACCJ hosts about 500 events a year.
 - INFORMATION :Over 60 committees offer forums.
 - ADVOCACY : The ACCJ engages with Japanese and U.S. policymakers to further international commerce.

ACCJ's position on personal data protection /the CBPR

The American Chamber of Commerce in Japan (ACCJ) believes that obtaining the trust of consumers and users through privacy and personal data protection is important to secure a healthy market.

We also believe that, at the same time, free and fair flow of data is the source of innovation and contributes to the strong and sustainable growth of the industry.

Regarding APEC CBPR, it is growing as a trustworthy framework in the Asia-Pacific region, as the number of participating countries increases with participating companies expected to increase as well.

Therefore, we would also like to ask Japan to cooperate with the US and other APEC member economies and, especially as a leader of APEC, to continue to promote CBPR. As ACCJ, we will support Japan's leadership toward the promotion of CBPR as much as possible from a business organization standpoint

ACCJ's interests and expectations for the CBPR

- **CBPR Certified US companies: (Apple, HP, IBM, Cisco ←ACCJ Members)**

Adaptive Insights, Inc.	HP Inc.	The Ultimate Software Group
Apple Inc.	IBM	Workday, Inc.
Asurion	Kobre & Kim	World Wrestling Entertainment, Inc.
Box, Inc.	Merck & Co., Inc., Kenilworth, NJ, USA	Yodlee, Inc.
Cisco Systems	Rackspace	Ziff Davis, LLC
Electronic Arts	Rimini Street, Inc.	
Hewlett Packard Enterprise Company	Saba Software, Inc.	

- **Promote the CBPR working with relevant stakeholders**
- **Encourage to increase the CBPR member economies**